

第1章 理念・目的

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画			根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述			(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>								
<p><b>(1) 法学研究科の理念・目的は適切に設定されているか</b></p>								
a	<p>◎大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】</p>	<p>法学研究科では、「権利自由・独立自治」を建学の精神として創設された明治法律学校以来、優れた法律家を輩出し、本学における法学研究の推進を理念としている。本研究科は、法学研究者の養成を第一の目標とし、高度な法学的専門能力を必要とする高度職業人の養成を第二の目標としている。これら理念は、「教育・研究に関する年度計画書」において明確にされている【1-12-7:202頁】。さらに、今日の社会状況の急速な変化・国際化と学術研究の著しい進展と役割の変化を背景に、法学研究科は学術基礎研究及び先端的研究の推進及び広範な留学生の受け入れ態勢の社会的要請にこたえる必要に迫られており、これらを踏まえ「人材養成その他教育研究上の目的」を研究科委員会で審議し、大学院学則別表に記載している【1-12-1】。これらの理念、目的は、法学教育において幅広い教養と深く専門能力を育成することを主眼としており、学校教育法等関係法令に照らして適切と言える。</p>	<p>研究科の理念・目的をより一層実現させるため、年度計画の取り組みとして、2014年3月に台湾国立大学法律学院との学術交流と学生交流についての協定締結のため、同校を訪問して協議を実施し、協定内容について大筋での合意を得たことから、2014年度における活動実施を目指して、現在協定締結等の学内手続きを進めている。</p>		<p>2014年度には、政策経費を用いて、学術交流と学生交流についての覚書を結び、当該年度中に一度学術交流を実施する予定である。また、同じく台湾にある高雄大学との学術交流の可能性についても検討をする。</p>			<p>1-12-7 2014年度教育・研究に関する年度計画書、202頁 1-12-1 明治大学大学院学則別表4(抜粋)</p>
b	<p>●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 【約100字】</p>	<p>将来的な方向性については、基本理念において「法学研究者・高度職業人の養成」を掲げており、「教育・研究に関する年度計画書」において、国際的な学術研究交流のさらなる進展を図るという方向性を示している。法科大学院設置後の法学研究科のあり方を検討するだけでなく、従来のコース制度を検討し、2014年度より新たなコースを創設し、より教育目標の実現を目指すことができた。</p>						
<p><b>(2) 法学研究科の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか</b></p>								
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること 【約150字】</p>	<p>社会一般にはホームページ【1-12-2】、学生には大学院シラバス【1-12-3:4頁】、志願者には大学院ガイドブック【1-12-4:12頁】、大学院学生募集要項【1-12-5:2頁】に掲載し、本研究科の理念・目的を周知している。また、様々な媒体に掲載することで、大学構成員のみならず、他大学や社会などに対して法学研究科の理念・目的を十分に広く周知している。</p>		<p>様々な媒体を通じて情報発信を行っているが、情報発信のみで特に受け手側の状況を調査しておらず、「教育・研究に関する長期・中期計画書」の理念・目的が十分共有されているとは断言できない。</p>		<p>2014年度・2015年度は、入学生・在学生を中心に、新学期オリエンテーションや進学相談会、院生協議会等の際にヒアリングを行う。</p>	<p>2016年度以降は、アンケート調査などを行えるように、準備を進める。</p>	<p>1-12-2 明治大学大学院法学研究科ホームページ「人材養成その他教育研究上の目的」 (URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/mokuteki.html) 1-12-3 2014年度明治大学大学院シラバス法学研究科(抜粋)、4頁 1-12-4 2015年度明治大学大学院ガイドブック(抜粋)、12頁 1-12-5 法学研究科2014年度大学院学生募集要項(抜粋)、2頁</p>
<p><b>(3) 法学研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか</b></p>								
a	<p>●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】</p>	<p>理念・目的の適切性の検証について、毎年度「教育・研究に関する年度計画書」の作成時に、「研究科執行部」で検討している。「年度計画書」は、大学基準協会の定める大学基準に基づき章立てされているため、第1章で「理念・目的」を定めており、章ごとに「研究科執行部」が分担して検証し、原案を作成し、執行部案を「研究科委員会」で審議し、承認を得ている【1-12-6】。</p>		<p>近時の司法改革等の展開に伴い、流動化している法学研究・教育環境に対応して、理念の適切な具体化が求められる。</p>		<p>理念・目的の検証については、毎年度、例えば年度計画書作成時や大学院ガイドブックなどの改定の時期に合わせて、その適正性を含めて体系的に行う。また、カリキュラムの改正に合わせて、その整合性について計画的に検証を行う。</p>	<p>2016年度以降についても、検証を引き続き行っていき、検証回数を複数回設けられるように、検討を行っていく。</p>	<p>1-12-6 2013年度第3回法学研究科委員会議事録(2013年6月13日開催、報告事項6、「2014年度教育・研究に関する長期・中期計画書、2014年度教育・研究に関する単年度計画書、2014年度政策的計画の経費等一覧」)</p>

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 法学研究科として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか</b>						
a	●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】	求める教員像として、法学研究科の人材養成その他教育研究上の目的の達成に資することができる教員を求める。教員組織の編制方針は、「法(Law)」に関わる現象及び活動を多面的・多角的に攻究することができるよう、各法分野に授業担当者を適切に配置することである。なお、社会的ニーズがある分野などにおいて、専任教員の担当者がいない場合は、兼任講師の採用を積極的に行うことなどを、「教育・研究に関する年度計画書」に示し、これを研究科委員会で承認することにより共有している【3-12-22:203頁】。				3-12-22 2014年度教育・研究に関する年度計画書、203頁「既出1-12-7」
b	◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】	教員の任用・昇格に当たっては、「明治大学教員任用規程」【3-12-1】において、資格・要件が明確に規定されており、その規程を前提として、さらに大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件(教授昇格後の年限・執筆論文数等)が定められている【3-12-2~7】。また、法学研究科での任用・昇格審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている【3-12-2】。	教員任用に対して厳格に行っていることにより、教授・准教授(准教授歴3年以上)のみによって構成されており、大学院教育の高い水準で保つことができている。なお、2015年度以降の研究科設置科目の多様化をめざすために、担当資格の見直しの検討・審議を行う。		カリキュラム・FD等検討委員会を中心に、大学院教育の質を維持しつつ、多様な授業科目を開講しているように慎重に検討を行っている。	3-12-1 明治大学教員任用規程 3-12-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 3-12-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 3-12-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 3-12-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 3-12-6 法学研究科内規「大学院法学研究科「准教授の大学院担当基準」に関する申合わせについて」 3-12-7 法学研究科内規「他大学所属(助教授)の教員が大学院の授業を担当することについて」
c	◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	組織的な教育を実施する上で必要な役割分担と責任の所在については、大学院学則に基づき、研究科長が教育の責任者として、研究科委員会などが定期的に開かれている。また、研究科長と専攻主任、大学院委員から成る執行部と、各種委員会で運営されており、カリキュラム・FD等検討委員会設置要綱に基づき、研究科長の諮問機関としてカリキュラム・FD等検討委員会も組織され【3-12-8】、研究科長、専攻主任を含め、当委員会委員によってカリキュラムに関する事項を中心に研究活動、教員担当等教育に関する全般について検討し、その結果が研究科委員会で審査・承認される。それだけでなく、大学院委員・専攻主任の業務は内規で明示されて【3-12-9】、研究科長との適正な連携のもとで研究科の運営が行われており、役割分担及び連携体制と責任の所在は適切である。	研究科委員会での審議前に、研究科執行部だけでなく、カリキュラム・FD等検討委員会で審議・検討することにより、研究科委員会での審議は高水準かつ効率的に進めることができている。		カリキュラム・FD等検討委員会の開催数を増やすことにより、これまで研究科執行部で判断していた案件(大学院担当者数の充実・定年退職等の補充など)についても検討を重ね、より吟味した案を提示していく。	3-12-8 2013年度各種委員会委員選出について 3-12-9 法学研究科内規「大学院委員・専攻主任の役割について」
<b>(2) 法学研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</b>						
<b>教員の編成方針に沿った教員組織の整備</b>						
a	◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項) 【約400字】	博士前期課程及び博士後期課程における大学院設置基準上の必要教員数は、いずれも公法学専攻6名・民法法学専攻6名である。博士前期課程の担当専任教員は公法学23名、民法法学18名(うち研究指導教員数はそれぞれ21名、16名)、博士後期課程の担当専任教員は公法学17名、民法法学16名(うち研究指導教員数はそれぞれ16名、16名)と充足している【3-12-20:表2】。全教員が各専攻・コースにバランスよく配置され、研究指導にあたっている【3-12-10】。 教員組織のバランスについて、大学院担当人事において大学院の講義科目に学部准教授を採用することにより、ある程度の年齢バランスがとれるように工夫をしている。56歳から60歳までの割合が22%、61歳~65歳までの割合が27%と若干高くなっているが、全体としては各年代がバランスよく配置されている【3-12-21:表11】。				3-12-20 明治大学データ集 表2 3-12-21 明治大学データ集 表11 3-12-10 明治大学大学院法学研究科ホームページ 「公法学専攻教員一覧」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/01/index.html) 「民法法学専攻教員一覧」 (URL: http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/faculty/02/index.html)
b	◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 【600~800字】	法学研究科においては、2009年度より副指導教員制度を導入し、現在も入学時期の段階で副指導教員の選定を行っている【3-12-11】。また、法学研究科の講義・演習は基本的に法学部専任教員が担当しており、演習は100%、講義は約70%以上専任教員が担当している。一部においては、広い見識を持った研究者養成の実現のために、法科大学院専任教員や法律実務家を含めた兼任講師が担当している。以上のように、編制方針に従い、教育・研究課程の特色化を図っている。				3-12-11 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策、副指導教員推薦書」

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p><b>教員組織を検証する仕組みの整備</b></p>							
c	<p>●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【600～800字】</p>	<p>教員組織の検証プロセスについて、法学研究科のカリキュラム・FD等検討委員会では、毎年度6月に研究科執行部の作成した法学研究科長中期計画案をもとに長中期計画書を策定し、それが研究科委員会に発議され、審議の上決定するという手続きをとっている。年度計画書の策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考にしながら、教員組織を検証し、現状の方針の見直しを行っている。2012年度は、博士前期課程のコース制度を見直し、2014年度より法学専修コースを廃止し、高度職業人養成コースを新たに設置することとしたため、これに伴って必要な教員配置を検討・立案した。最終的には、研究科委員会で承認を得ることができた。</p>					
<p><b>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか</b></p>							
a	<p>●&lt;規定に沿った教員人事の実施&gt; 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 【400字】</p>	<p>教員の任用にあたっては、大学院授業担当者に求める条件について、「法学研究科・大学院担当教員の資格」、「博士後期課程担当教員人事について」などの内規により【3-12-2～7】、担当のための審査手続き及び授業担当者学生募集のための形式的資格要件（教授昇格後の年限・執筆論文数等）が定められている。また、法学研究科での任用審査手続きは「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」に明文化されている【3-12-2】。 原則として、法学研究科の申し合わせに従い、主に研究業績を評価対象として、適切な教員人事を行っている。担当人事については、カリキュラム・FD等検討委員会でまず事前審査をした上で研究科委員会に提案し【3-12-12～14】、その上で研究科委員会において業績等が担当のための基準を満たしているか否かを慎重に審査している。最終的には、研究科委員会で承認されている。なお、大学院委員会で定められている申し合わせに記載されている「過去2年間収容定員を満たしている」といった条件を満たすことができていないため、採用人事権を行使することができていないが、2014年度よりカリキュラム改正・収容定員変更を行うことにより、条件を満たし、積極的に採用できる予定である。</p>		<p>大学院研究科に与えられた権限が不十分である。そのため、研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されていない。研究科の充足定員を満たしていないことを根拠に、学内内規に基づいては、特任教員についての人事権が与えられていないので、研究科独自の必要性に応じた教員補充が難しい。法学部の人事計画にあたり、研究科の教育課程上の必要性を、反映する方策も必要である</p>	<p>担当教員の定年退職及び法科大学院への移籍による教員の減少に対応するため、2013年度（10名）・2014年度（3名予定）には学部教員の研究科担当人事を進める。</p>	<p>2015年度以降の採用については、法学部と連携を密にしながら、定年退職予定教員の専門分野の人事計画を立案し、大学院担当資格を有する教員を採用する。</p>	<p>3-12-2 法学研究科内規「法学研究科委員会において審議する教員任用人事の取扱内規」 3-12-3 法学研究科内規「法学研究科・大学院担当教員の資格」 3-12-4 法学研究科内規「博士後期課程担当教員人事について」 3-12-5 法学研究科内規「准教授の学生募集について」 3-12-6 法学研究科内規「大学院法学研究科「准教授の大学院担当基準」に関する申し合わせについて」 3-12-7 法学研究科内規「他大学所属（助教授）の教員が大学院の授業を担当することについて」 3-12-12 2014年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第（2014年4月24日開催）、審議事項1「法学研究科懸案事項について」 3-12-13 2013年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第（2013年4月18日開催）審議事項1「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」 3-12-14 2013年度第2回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第（2013年5月9日開催）審議事項1「2014年度法学研究科新規授業担当人事について」</p>
<p><b>(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか</b></p>							
<p><b>教員の教育研究活動等の評価の実施</b></p>							
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】</p>	<p>研究内容については、専任教員データベースを利用して確認と評価を行っており、博士号取得等の顕著な業績があった場合には、研究科委員会で発表し、顕彰している。その他にも、法学部主催の教員研究発表会に参加し、それらを利用して各教員の研究について相互に確認・評価をしている。また、大学院学内GPの「他大学との研究交流プログラム」において、大学院生はもちろんのこと、教員も司会として参加し、自身の研究分野について見識を深めている。2013年度には、2011年度からの研究科間協定先である韓国刑事政策研究院主催の研究會に、教員2名と大学院生2名が参加した【3-12-15】。</p>				<p>3-12-15 韓国刑事政策研究院出張報告書</p>	
<p><b>教員の資質向上のための研修・諸活動（FD）の実施状況とその有効性</b></p>							
b	<p>●教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。  (※)社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600～800字】</p>	<p>教員の資質向上を図るための研修等については、大学院全体のFDの研修である大学院教育懇談会に2012年度は3名（専任3名）、2013年度は6名（専任5名、兼任1名）、2014年度は3名（専任3名）が参加している【3-12-16～18】。今年度は、学生相談室の視点による大学院生の指導や施設案内について懇談会を行い、従来特任教員や兼任講師のみを対象としていたが、新規に大学院を担当する専任教員も対象とし、本研究科からも積極的な参加が見られた。 また、グローバルフロントでは初の実施となる2013年度に実施された避難訓練には、当研究科からも同時時間帯に授業を行っていた教員2名が参加した【3-12-19】。</p>		<p>教員の資質向上については、法学研究科・法学研究者養成コースの特性をも踏まえた取り組みが必要である。そのために、法学研究科内部において、研究指導、論文作成指導を含めたFDを実施すべく、まずはそのためのシステム作り及び規定整備を早急に行うこととする。</p>	<p>2014年度・2015年度に、カリキュラム・FD等検討委員会のワーキンググループとして、FD実施委員会の立ち上げの検討・内規整備を行う。</p>	<p>2016年度以降は、設置された委員会を主体とし、教員資質向上のためのFDを実施する。</p>	<p>3-12-16 2012年度大学院教育懇談会の開催について 3-12-17 2013年度大学院教育懇談会の開催について 3-12-18 2014年度大学院教育懇談会の開催について 3-12-19 駿河台キャンパス大地震発生時の避難訓練の実施について</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (1)教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。</b>						
a ◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。 【約800字】	教育目標について、大学院学則別表4に「人材養成その他教育研究上の目的」を定め、目指すべき人材像として、基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ自立した法学研究者ならびに高度専門職業人を養成することと定めている【4(1)-12-1】。これらの目的・目標を実現するために、以下のとおり「学位授与方針」を示している【4(1)-12-2】。 (博士前期課程) 「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」と「その達成のための諸要件」として、①正確な法的知識と最新の情報を踏まえての法解釈を展開できる能力を修得するべく、②本研究科が定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められる者に対して修士(法学)の学位を授与することを定めている。 (博士後期課程) 「課程修了にあたって修得しておくべき学習成果」と「その達成のための諸要件」として、①高度な法的解釈能力と比較法及び立法論的検討を遂行できる能力を備えるべく、②本研究科の定める修了要件を満たし、かつ、学業成績ならびに学位請求論文から前記の能力を備えたと認められる者に対して博士(法学)の学位を授与することを定めている。					4(1)-12-1 明治大学大学院学則別表4《既出1-12-1》 4(1)-12-2 法学研究科ホームページ「法学研究科学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」URL: <a href="http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html">http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html</a>
<b>(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか ※全文記載は不要です。根拠資料でご提示ください。</b>						
a ◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。 【約600字】	学位授与方針に示した修得すべき学習成果を達成するために、教育内容や教育方法の基本的考え方を明らかにした「教育課程の編成・実施方針」を定めている【4(1)-12-3】。 (博士前期課程) 学位授与方針で定めた高度な研究能力ならびに高度な専門性を有する職業等で必要とされる能力の修得という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針において博士前期課程の法学研究者養成コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備すること、高度職業人養成コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人を養成するためのカリキュラムを広範かつ効果的に設定していることを明示している。以上をもって、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関についても明確であると言える。 (博士後期課程) 学位授与方針で定めた学習成果を達成するために、比較法及び基礎法理論に裏打ちされた研究活動を自立して行うために必要な科目を配置するとともに、課程博士論文の完成を援助し、研究者としての自立を支援するために、助手制度の活用を推進することを明示している。以上をもって、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関についても明確であると言える。					4(1)-12-3 法学研究科ホームページ「法学研究科教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」URL: <a href="http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html">http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html</a>
b ●学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 【約200字】	学位授与方針で定めた高度な研究能力ならびに高度な専門性を有する職業等で必要とされる能力の修得という目的を実現するために、教育課程の編成・実施方針において博士前期課程の法学研究者養成コースでは研究活動を自立して行える研究者を養成するための環境を整備すること、高度職業人養成コースでは高度な専門知識を有する社会人・職業人を養成するためのカリキュラムを設定していることを提示している。また、博士後期課程では自立した研究者を養成するために必要なカリキュラムを編成するとともに博士論文作成のための指導体制を整備している。以上のことから、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関している。					

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明  G列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画			根拠資料  Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画			
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか</b>								
a	<p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】</p>	<p>教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、在学生に配付する大学院便覧【4(1)-12-4：10頁～12頁】、大学院シラバス【4(1)-12-5：4頁】【4(1)-12-6：6頁】、受験生向けの大学院ガイドブック【4(1)-12-7：12頁】、【4(1)-12-8：21頁】、大学院学生募集要項【4(1)-12-9：2頁～4頁】で明示し、毎年公表されている。また、ホームページ【4(1)-12-2～3】にも掲載されており、社会一般に向けて広く周知している。</p> <p>さらに、毎年4月に開催している新入生・在学生ガイダンスなどの機会に説明し、大学院生にも周知を行っている。加えて、受験希望者に対して、研究科合同進学相談会や、年2～3回実施している研究科独自の進学相談会においても、大学院ガイドブック【4(1)-12-7：12頁】【4(1)-12-8：21頁】や大学院学生募集要項【4(1)-12-9：2頁～4頁】を用いながら直接周知を図っている【4(1)-12-10】。</p>	<p>入学ガイダンスの折りに新入生や在学生に対して説明を行い、受講の前提として両方針の理解の徹底を図っている。また、オープンキャンパスなどの機会に来訪者に対して説明するように努めているため、受験生は教育目標や方針を把握したうえで受験しており、その結果退学者の割合が低く抑えられている【4(1)-12-12】。</p>	<p>受験生、新入生、在学生に対する説明により周知を図っているが、この件に関するアンケートなどを実施していないので、効果を直接的には把握できていない。</p>	<p>在学生や入学希望者と接する機会がある際には、現在行っている活動はもちろん、すべての情報媒体をより積極的に利用する。</p>	<p>ホームページの記載をよりわかりやすいものにできるかを検討する。</p>	<p>入学ガイダンスの後に入学生に対して、また、オープンキャンパスや進学相談会の後に参加者に対して、実施方針が理解できたかを確認するアンケートを実施する。</p>	<p>4(1)-12-2 法学研究科ホームページ「法学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」URL： <a href="http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html">http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_dp.html</a> 4(1)-12-3 法学研究科ホームページ「法学研究科教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」URL： <a href="http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html">http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_cp.html</a> 4(1)-12-4 2014年度明治大学大学院便覧 10頁～12頁 4(1)-12-5 2014年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 4頁《既出1-12-3》 4(1)-12-6 2014年度明治大学大学院シラバス 法学研究科 6頁 4(1)-12-7 2015年度明治大学大学院ガイドブック 12頁《既出1-12-4》 4(1)-12-8 2015年度明治大学大学院ガイドブック 21頁 4(1)-12-9 2014年度大学院学生募集要項 2頁～4頁 4(1)-12-10 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター（2013年6月20日、11月5日、11月7日開催） 4(1)-12-12 異動者一覧表（2011年度～2013年度）</p>
<b>(4) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか</b>								
a	<p>●教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】</p>	<p>毎年、「カリキュラム・FD等検討委員会」において法学研究科の自己点検・評価を実施し、「法学研究科執行部」によって評価結果が確認されている。学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針についてもこのプロセスで検証を行っている。さらに、検討した結果について「法学研究科委員会」においても検証を行い、適宜制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。2013年度には、2014年度からのカリキュラム・コース改正に合わせ、且つより的確な表現にするため、教育目標や学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針について、法学研究科委員会において2013年10月17日に審議し、改正の承認を得た【4(1)-12-11、審議事項10】。</p>						<p>4(1)-12-11 2013年度第6回法学研究科委員会議事録（2013年10月17日開催）審議事項10「3つのポリシーについて（案）」</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください			「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目		Alt+Enterで簡易書きに	
<b>(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか</b>							
<b>必要な授業科目の開設状況</b>							
a	◎CPIに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【600字～800字程度】	法学研究科は、法学に関わる研究者・高度専門職業人として必要な学問的基礎の修得を実現するために、以下のように科目を配置している。 (博士前期課程) 博士前期課程においては、法学研究者の養成を主たる目的とする「法学研究者養成コース」と、法学領域の専門性を有する職業等に必要能力の養成を目的とした「高度職業人養成コース」を設置し、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設け、体系的に編成している。具体的には、憲法、民法、刑法などの実定法科目のほか、法情報学、環境法、医事法などの先端科目を多数開講している。また、外国語の読解能力を高めるために英語、仏語、独語の外国法の文献を講読する「外国法文献研究」科目を開講するとともに、実務に関する知識を得るための科目として弁護士などの法律実務家による「法律実務実践研究」も開設している。さらに、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。現時点では各コース独自の科目は設置していないが、指導教員の指導の下、コースの特性に適した履修指導が行われている。今後は既存科目を活かしつつ、新規科目の設置を検討している。 授業科目は講義科目と演習科目の2種類に分類され、総開講科目数は248科目(2014年度)であり、内訳は演習科目128科目、講義科目120科目となっている【4(2)-12-7:表17】。 修了に必要な単位は演習科目8単位・講義科目24単位、計32単位としている。また、1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている【4(2)-12-1:13頁】【4(2)-12-2:7～8頁,13頁,33頁及び35頁】【4(2)-12-3】。演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を想定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。修了に必要な32単位の中、講義科目が24単位であり、全体に占める比率が高いが、開講している講義科目の数が多いため、演習科目のみならず講義科目においても少人数教育・指導が実現されており、大学院生にとって双方向性の授業を受ける多くの機会が確保されている。 (博士後期課程) 博士後期課程においても、教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を設置し、体系的に編成している。博士前期課程と同様に、既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題については、プロジェクト講義として「特定課題研究」を開講している。修了に必要な単位は8単位であり、総開講科目68科目はすべて講義科目である【4(2)-12-7:表17】。実際には多くの大学院生が8単位以上の科目を自主的に履修している。	在学生数との対比において開講科目の種類が多岐にわたることから、大学院生のニーズにあった履修計画を可能としている。また、憲法、民法、刑法などの主要科目では複数の教員が担当していることで、同一の科目でありながら、担当教員の個性が反映された内容の授業が提供されている。	「法律実務実践研究」の開講数が少なく、現状では1科目のみである。「法律実務実践研究」は、弁護士が担当する科目のみが開講されており、司法書士、税理士、企業法務担当者などによる授業が開講されていないので、大学院生の多様なニーズに十分にこたえていくことができていない。また、法科大学院との連携が現時点で機能していない。指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられているにもかかわらず、副指導教員の演習科目を履修することが規定されていない。	2014年度から高度職業人養成コースをスタートしたが、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースにおいて同一内容の講義科目を受講させることが適切であるかを調査したうえで、高度職業人養成コース向けの講義科目を新設することも検討していく。また、高度職業人養成コースがスタートしたことに伴い、学生数の増加が見込まれることから、従来の少人数教育を講義科目においても実現するために、専任准教授や兼任講師による開講科目の増加を図る。また、法律実務に役立つ外国語を身に付ける科目を開講するなど、「外国法文献研究」の内容も検討を要する。	従来の法学専修コースを改組し、2014年度から公務員、企業法務、司法書士など法律関係の専門職への就職を希望する学生を対象とする高度職業人養成コースが新設されたことに伴い、大学院生のニーズに適したカリキュラムの充実と時間割の編成に努め、「法律実務実践研究」の科目数を2015年度には3科目に増やす。副指導教員科目の履修については、科目の性質によって、法学研究者養成コースと高度職業人養成コースによって内容が異なる講義を行う可能性があるため、2014年度は法学研究者養成コースの大学院生に副指導教員やその他の教員の演習科目の受講を含めるように規定を変更すべきか、検討する。2016年度以降は規程の整備を進め、高度職業人養成コースに特有の講義科目を開設すべきかもあわせて検討する。長期的には、「外国法文献研究」のみにとどまらず、外国語で行う授業科目の開講が可能かについて検討を行う。	4(2)-12-7 明治大学データ集 表17 4(2)-12-1 2014年度明治大学大学院便覧, 13頁 4(2)-12-2 2014年度法学研究科シラバス, 7～8頁,13頁,33頁及び35頁 4(2)-12-3 2014年度法学研究科ガイダンス資料
b	◎コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。【修士・博士】 【200～400字程度】	(博士前期課程) 修了に必要な単位を演習科目8単位・講義科目24単位、計32単位としている。また、1年次において24単位を目安に取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位程度に抑えるように標準モデルを定めている【4(2)-12-1:13頁】【4(2)-12-2:7～8頁,13頁,33頁及び35頁】【4(2)-12-3】。演習科目は指導教員が担当する8単位が必修であり、他は講義科目の受講を想定しているが、他の教員の演習も選択科目として受講可能としている。修了に必要な32単位の中、講義科目が24単位であり、全体に占める比率が高いが、開講している講義科目の数が多いため、演習科目のみならず講義科目においても少人数教育・指導が実現されており、大学院生にとって双方向性の授業を受ける多くの機会が確保されており、コースワークとリサーチワークのバランスが取れている。 (博士後期課程) 博士後期課程では、博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位が望ましいとしているが、大学院生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講しており、実際に多くの大学院生が8単位以上の講義科目を履修している。形式的には開講科目はすべて講義科目であるが、大学院生の数に比べ開講科目数が多いことから、個々の科目において少人数教育・指導が実現されており、また、受講生が研究者志望であることから実質的にリサーチワークに近い授業が展開されている。したがって、コースワークとリサーチワークのバランスが実質的に実現されているといえる。					
<b>順次性のある授業科目の体系的配置 (履修体系図やコース系統図の明示, 科目相関図, 履修モデル, 適切な科目区分など)</b>							
c	●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(学生の順次的・体系的な履修への配慮) 【約400字】	(博士前期課程) 順次的・体系的な履修への配慮について、教育課程の編成・実施方針に基づき、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による「法律実務実践研究」も開講している。履修配当年次を定めていないので、大学院生が自由に科目を選択できるが、4月の履修申請において指導教員の指導の下で履修プログラムを各自で作成することにより、体系的な履修の実現を確保している。また、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」において現時点では各コース独自の科目は設置されていないが、指導教員の指導の下で各大学院生が所属するコースに適した科目の履修が実現されている。 (博士後期課程) 法学分野の研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学問的修得を実現するために必要なカリキュラムを設置するという教育課程の編成・実施方針に基づき、各専攻ごとに必要な科目を設置している。また、博士前期課程と博士後期課程のいずれにおいても、指導教員の他に副指導教員制度を行っており、複数指導体制が実施されている。	大学院生数との対比において開講科目数が多いので、指導教員の指導の下で大学院生のニーズにあった履修計画が作成され、計画に沿った履修が実現されている。	高度職業人養成コースの大学院生に対して、従来の法学研究者養成コースの大学院生に対するのと同様の方法で履修計画を立てることが可能か検討するとともに、コース別の履修モデルを作成する。			

点検・評価項目	現状の説明		評価		発展計画		根拠資料	
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性</b>								
d	<p>●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか</p>	<p>(課程共通) 教育課程の検証プロセスについて、カリキュラムの検討及びFD推進を任務とする常設委員会である「カリキュラム・FD等検討委員会」において、カリキュラム改正の必要性及び具体的な改正点を協議しており、2013年度は計3回開催した。カリキュラム・FD等検討委員会における議論の成果として、2014年度から高度職業人養成コースをスタートさせた。今後は、「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」におけるコース別のカリキュラム改正等の検討をカリキュラム・FD等検討委員会で行う予定である。 また、日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生を受け入れるために、英語による講義のみでの修了を可能にする「英語コース」の設置に向けて、設置委員会を中心にコース設置のための具体的な検討を進める。</p>	<p>外国法文献研究の新設、高度職業人養成コースの改組など、「カリキュラム・FD等検討委員会」での議論が一定の成果を上げている。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会は、カリキュラム改革を検討するだけでなく、研究科の諸問題について検討を行うことから、改革の議論が十分にすることができない可能性がある。</p>	<p>カリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正を検討する。具体的には、2014年度からスタートした高度専門職業人養成コースについて、必要に応じて、同コースの特徴を踏まえたカリキュラム改正を随時検討する。</p>	<p>2014年度・2015年度は、引き続きカリキュラム・FD等検討委員会においてカリキュラム改正の必要性等を議論するが、必要に応じて、これまで以上にワーキンググループなどを新設し、対応する。</p>	<p>2016年度以降は、カリキュラム改正に特化した委員会の創設の必要性について議論を行う。</p>	
<b>(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか</b>								
<b>教育目標や教育課程の編成・実施方針に沿った教育内容（何を教えているのか）</b>								
a	<p>●何を教えているのか。どのように教育目標の実現を図っているのか。 【1200字程度】</p>	<p>(博士前期課程) 法情報学・環境法・医事法・社会保障法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。さらに、法律実務家が担当する科目として「法律実務実践研究」が置かれており、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟における具体的な手続など学者教員では十分に教育できない分野に関する授業が行われている。2013年度は3名、2014年度も3名受講している。加えて、既存の専門科目では扱うことが困難な特定の課題について「特定課題研究」が開講されており、実定法、法制史、外国法の各領域の中から年度毎に特定のテーマを選定して、教員と大学院生が一体となって資料の収集ならびに分析を行っている。2013年度は全科目で7名、2014年度も全科目で7名受講している。なお、主として博士後期課程への進学を希望する大学院生を対象に外国語の読解力を向上させるために外国法の文献講義を内容とする「外国法文献研究」を複数開講している。現時点では「法学研究者養成コース」と「高度職業人養成コース」においてコース独自の科目は開講されておらず、両コースで共通の科目を履修するカリキュラムになっているが、指導教員による指導の下で各大学院生が属するコースの特性を考慮した履修計画が立てられている。 (博士後期課程) 憲法・民法・刑法・商法などの基本科目において各科目につき複数展開されるとともに、法情報学・環境法・医事法・社会保障法などの先端科目も多数開講されており、大学院生が博士論文を作成するにあたり必要となる多様な専門知識を少人数での指導の下で修得できる態勢が整備されている。</p>	<p>法律実務演習は弁護士が担当し、学者教員では提供できない実務に特化した授業が展開され、毎年、一定数の院生が受講している。</p>	<p>①「法律実務実践研究」の開講数が少ない。 ②法科大学院との連携による科目の相互履修が十分とはいえない。 ③担当教員が准教授や兼任講師であることから、演習が開講できず学生募集ができない科目がある。 ④「外国法文献研究」の担当者が特定の教員に固定されている。「法律実務実践研究」として開講されている科目は弁護士が担当する科目のみとなっており、他の法律専門職に従事する教員による科目が開講されていない。</p>	<p>法律実務実践研究の開講数を増やすために弁護士、司法書士、税理士、企業法務担当者などに授業担当を依頼する。</p>	<p>2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生に、法学研究者養成コースの大学院生と同一内容の講義科目を受講させることが適切であるかを調査したうえで、高度職業人養成コース独自の科目を設置すべきかを検討する。 「外国法文献研究」と「法律実務実践研究」の展開コマ数を拡大するために専任准教授や兼任講師の活用を試みる。 「外国法文献研究」について複数教員による担当が可能か、教員に対して調査を行う。「法律実務実践研究」では、司法書士、税理士、企業法務担当者などが担当する科目や、複数の実務家がリレー方式で担当する科目が開講可能かを検討する。また、担当教員が准教授の科目についてもできる限り演習が担当できるように資格審査を促進</p>		
<b>特色ある教育プログラムの内容とその効果（当該研究科等固有のプログラムやGP採択事業など）</b>								
b	<p>●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>法学研究科の特色ある教育プログラムとしては、大学院学内GPにおいて、他大学大学院との研究交流プログラムを2010年度より同志社大学を中心とした関西の大学と実施している。参加大学院生による研究報告と率直な意見交換を通して、個々の大学院生が自己の研究レベルを自覚するとともに、東西における問題意識や研究方法の違いを認識することによって、相互の研究のレベルアップが大きい期待されるものである。2013年度においては、2013年12月20日～12月21日に実施し、本学からは教員4名、大学院学生6名、計10名が参加した。これらの成果は、実施報告書にまとめられ、公表されている【4(2)-12-4】。2014年度においても、5月現在申請しており、採択されたため、2014年11月頃に引き続き実施する予定である。</p>	<p>大学院学内GPについては、継続的に開催していることにより、関係大学とのネットワークが構築され、教員だけでなく大学院生同士でも研究交流活動ができています。様々な研究分野の大学院生が参加しているため、学際的な研究が実現されている。報告をした大学院生が執筆した論文集形式の報告書を刊行している。</p>		<p>大学院学内GPに毎年申請を行い、今後も継続的に他大学との交流を実施する。研究交流を行う大学を1校増加できるように、教員同士で検討を進める。 2015年度以降は、継続的な実施を確実なものとするため計画立案予算要求を行っている。</p>		<p>4(2)-12-4 2013年度大学院学内GP&lt;他大学院生との研究交流プログラム&gt;実施報告書</p>	
<b>研究科間等における国際的な教育交流の内容とその効果（研究科間協定、短期海外交流など）</b>								
c	<p>●特色、長所となるものを簡潔に記述してください。 【200字～400字程度】</p>	<p>研究科間の独自の国際的な交流としては、2011年度に「韓国刑事政策研究院」との間で協定を結び【4(2)-12-5】。2011年3月に本学において講演会を開催し、2012年度には教員2名、2013年度には教員2名、大学院生2名が渡韓し、韓国刑事政策研究院との研究交流を行った。さらに、2013年度には法学研究科の執行部4名が国立台湾大学を訪問し、学術交流と学生交流のための協議を行い、その成果として、2014年度中には国立台湾大学法律学院との間で学術交流に関する覚書を締結し、年度内に大学院生間の学術交流を実施する予定である。また、2014年度に法学部ならびに法科大学院と共同で、2012年度に大学院生1名が参加した交流プロジェクトを実施している南京師範大学法学院との学術交流協定を締結し、2015年度以降に学術交流を行う予定である【4(2)-12-6】。</p>	<p>韓国掲示政策研究院との学術交流は毎年実施されている。また、国立台湾大学を訪問し、同大学との学術交流ならびに大学院生間の交流を実施するための具体的な協議を行い、2014年度中に締結する運びとなった。</p>	<p>予算との関係で、本学で毎年度継続して講演を行うことができない。また、英語で行う授業が開講されていないので、日本語の読解力や会話力が十分ではない留学生の受入態勢が整っていない。</p>	<p>国立台湾大学と大学院生間の学術交流を毎年行うとともに、大学院生相互の留学も促進する。 2014年度に国立台湾大学との間で覚書を締結し、同年度から学術交流を行うとともに、2015年度から大学院生間の交流も実施する予定である。また、2014年度に法学部・法科大学院とともに南京師範大学法学院との間で協定を締結し、2015年度から学術交流を実現可能な見込みである。</p>	<p>2015年度は、予算要求を行い、講演を継続的に実施できるように、既存の協定をもとに実績を増やしていく。</p>	<p>2016年度以降は、英語コースを新設して、留学生を積極的に受け入れる体制を整備する。 また、海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に、大学院の国際化・国際貢献に資するために、LLM・プログラムの導入を図ることとし、そのために必要な調査や具体的な体制づくりを行う。</p>	<p>4(2)-12-5 AGREEMENT of COOPERATION between Graduate School of Law, Meiji University, Japan and Korean Institute of Criminology, Republic of Korea 4(2)-12-6 明治大学法科大学院・大学院法学研究科・法学部と南京師範大学法学院との学術交流協定の締結について</p>

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(1) 教育方法及び学習方法は適切か</b>						
<b>教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等）との整合性</b>						
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること 【約800字】	本研究科の授業は、大学院学則第22条2項のとおり、講義または演習のいずれかにより行われている【4(3)-12-1】。講義においても少人数教育が実現されている。 (博士前期課程) 博士前期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義を行う形態をとるが、受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる双方向性の授業が実現されている。講義科目のうち、「外国法文献研究」は、法学の多様な分野における外国文献の講読を目的としていることから、春学期と秋学期で担当者を分けている。(2014年度開講分については、英語とドイツ語においては通年で担当者が同一。)博士前期課程の演習科目においては、大学院生が主体となり特定の問題についての発表と発言(質疑応答)に教員が加わる双方向性の授業を実現している。 (博士後期課程) 博士後期課程の講義科目においては、教員が専門分野に関する講義を行う形態をとるが、受講学生が少人数の場合が大半であり、多くの講義において演習のように発表や発言をする機会が与えられる高度な双方向授業が実現されている。					4(3)-12-1 明治大学大学院学則 第22条2項
b ●教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において適切な教育方法を取っているか。 【約400字】	(博士前期課程) 開設科目は基本的に公法学専攻と民事法学専攻のいずれかに属し、両専攻の共通科目として「外国法文献研究」「法律実務実践研究」「特定課題研究」がある。「外国法文献研究」は、修士論文の作成や博士後期課程進学後の研究に必要な外国法文献読解能力を養成することを目的とした科目であり、担当者が専攻する特定の専門分野に偏ることなく公法、私法、基礎法といった多様な分野に関する文献を対象としている。受講者は様々な専攻分野の大学院生であり、担当箇所を割り振り、和訳の報告をさせて、全員で議論する方式をとっている。「法律実務実践研究」は、弁護士をはじめとする法律実務家が担当する科目であり、実務における「生きた法」を学ぶ機会を大学院生に教授することを目的としている。実務において法律がどのように運用されているかを理解するために、事例式の演習問題を解くだけでなく、実際に書式の作成や法律相談の補助をするなどして、実践的な体験学習が行われており、法律実務の現状を知る機会が大学院生に提供されている。「特定課題研究」は、予め設定された特定課題について教員と大学院生がともに調査や資料収集を行い、分析を試みるスタイルのプロジェクト講義である。学外での資料収集、アンケート調査、研究会での報告なども行われている。 (博士後期課程) 講義では、博士論文の指導、あるいは、論文で使用するような難解な内容の外国法文献の講読などが行われている。	「特定課題研究」は、資料や情報の収集ならびに分析において複数人による共同作業を要する研究テーマを設定し、教員と大学院生が相互に協力し合うことにより研究成果をあげるものであり、RA制度と結び付けることにより、大学院生の主体的な研究を促進している。	「外国法文献研究」の担当者は、自身の専攻科目の講義科目も平均8コマ開講しており、特定の教員が継続して担当することにより授業負担の増大を招いている。2014年からスタートした高度職業人養成コースに所属する大学院生は法律実務に關係する職に就くことを希望しているので、「法律実務実践研究」の担当者を増やすなどの対応策を講じる必要がある。	「特定課題研究」では大学院生が自身の研究テーマ以外の共同研究に携わることができ、貴重な機会を提供できることから、RAのより一層の充実とともに、一般学生にも参加を促す。	「外国法文献研究」について准教授や非常勤講師による科目担当、あるいは、複数の教員により担当を年度毎に交替するなど、特定の教員に負担が偏らないようにするための対策を講じる。	
<b>学習指導・履修指導（個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫</b>						
●履修指導(ガイダンス等)や学習指導(オフィスアワーなど)の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字~400字】	履修指導について、新入生及び在學生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配布している。すべての大学院生について指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。博士後期課程では、博士論文提出前に公開の場で論文の中間報告会を行うことが義務付けられており、2013年度に課程博士を取得した2名とともに報告を行っている。中間報告会は他の教員や大学院生によるチェック機能を果たしている。	履修計画書の作成に際して指導教員による指導が行われるので、体系的な履修が実現されている。	履修計画書を提出してから副指導教員が選任されるので、履修計画を作成する段階で、副指導教員による指導を受けられない。	大学院生が体系的な履修計画を策定できるよう、ガイダンスの充実及び履修計画作成における指導教員による指導を強化する。	主として研究者養成を念頭に置いている従来型の指導教員と副指導教員による複数指導体制が、2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生に対しても機能するかを検証し、コースの特性に適合した複数指導体制の実現を目指す。	2016年度以降は、副指導教員を含めて履修計画(研究計画)を行えるように整備する。



点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述			
<b>(修士・博士課程) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導</b>								
c	◎研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること(修士・博士)。 【400字】	(博士前期課程) 研究指導計画に基づく研究指導については、「修士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている【4(3)-12-2】。また、1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。新入生及び在学学生に対して、4月に履修方法等についてのガイダンスを行っている。また、同ガイダンスでは、履修手続きに際してのポイントに記載したレジュメを配布している。 指導教員のみならず副指導教員が選任されており、指導教員と副指導教員による複数指導体制がとられている。博士前期課程では、副指導教員の講義や演習を受講することにより、副指導教員による指導を行う機会が確保されている。 (博士後期課程) 研究指導計画に基づく研究指導については、「修士学位取得のためのガイドライン」が大学院生と教員に周知されており、論文作成にあたり指針としての役割を果たしている【4(3)-12-3】。1年次に履修計画書を指導教員と相談のうえ作成し、研究指導計画を立てている。履修計画書は、初年度において、指導教員の指導の下に提出されており、指導を受けた証として、指導教員の承認印が必要とされている。履修計画書(論文作成計画書)をもとに、指導教員と副指導教員による博士論文作成に向けた指導が計画的に行われている。博士学位請求の要件において、原則として法学研究論集(年2回発行)に4編以上の論文を掲載することが必要とされているので、論集に掲載する論文の作成指導も行われている。2年次の3月までに学位請求論文草稿を作成し、3年次の7月までに公開の報告会を行っており、報告会では学内外の教員や実務家等の参加を得て質疑応答がなされ、博士学位請求論文の質の向上に結び付いている。そして、報告会での意見や指摘された問題点を踏まえ、論文を書き上げ、9月までに学位請求論文を提出する。	従来と同様、2013年度においても「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」の内容を大学院生と教員に周知徹底させた結果、専門科目以外の科目の履修と論文作成が計画的に行われるようになり、学位取得に向けた指導が効果的に遂行できるようになった。 論文作成計画書の作成、指導教員と副指導教員による複数指導体制、博士学位請求論文の中間報告会はいずれも適切に実施されており、修士論文と博士論文の質の向上に寄与している。	高度職業人養成コースにおいても現行の制度が適しているとは言えない。また、ガイドラインもすべての大学院生が理解できているわけではない。	指導教員と副指導教員による複数指導体制は効果をあげており、今後より一層の充実を図る。	2014年度からスタートした高度職業人養成コースの大学院生について、主として研究者養成を念頭に置いている従来型の指導教員と副指導教員による複数指導体制が、新コースの大学院生に対しても機能するかを検証し、コースの特性に適合した複数指導体制の実現を目指す。 また、「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」は現に学位取得に向けた指導に役立っているが、より実践的な指針とするために見直しを検討する。	高度職業人養成コースの運用状況ならびに課程博士号の取得実績などを分析することにより、「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」の改訂が必要かを検討し、必要であれば改訂を行う。	4(3)-12-2 明治大学大学院法学研究科「修士学位取得のためのガイドライン」 4(3)-12-3 明治大学大学院法学研究科「博士学位取得のためのガイドライン」
<b>(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか</b>								
a	◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること 【約300字】	博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても、半期15回・通年30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載されている。		演習科目のみならず講義科目においても少人数による双方向型教育が実現されており、大学院生の報告や質疑応答次第でシラバスの計画通りに授業が進まない事態が生じている。		前年度においてシラバス通りに進行できなかった箇所を検証し、次年度のシラバスにおいて改善するように教員に促す。	各年度毎にシラバスに関する事項に特化した学生アンケートを実施し、次年度のシラバス作成に反映できるようにする。	
b	●シラバスと授業方法・内容は整合しているか(整合性、シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握)。 【約400字】	シラバスの内容と授業との整合性について、毎年度、修了予定者を対象にアンケートを実施しており、アンケート結果を見る限りでは、シラバスの内容と実際の授業との齟齬に関する意見・要望がないことから、シラバスの内容に沿った授業が行われているものと推測できる【4(3)-12-4】。	修了時のアンケート結果からも判明しているとおり、シラバスと実際の授業との整合性が図られ、満足度を高い水準で保つことができています。	修了時のアンケート以外の方法で、シラバスと授業内容の整合性を確認していない。	大学院生の意見を適切に把握し、教育改善に結びつけるために今後も引き続き、修了時のアンケートをよりよいものにするともに、実施を継続し、結果を授業内容に反映させていく。また、アンケート結果を、シラバスの内容に反映させる制度構築について検討する。	院生協議会が実施するアンケートにおいても、シラバスと授業内容との間の整合性が保たれているかどうかを評価できるようにするために、院生協議会にアンケートの内容の改訂を促す。	2016年度以降は、シラバスの内容についてどのような点が問題となっているかを具体的に確認し、シラバスと実際の授業内容との齟齬の解消に努める。	4(3)-12-4 2013年度修了者アンケート結果【法学研究科】
c	●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的にかつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】	シラバス編集の責任主体は「研究科執行部」であり、修了予定者を対象に毎年度実施している修了時のアンケートなどの結果を踏まえて内容の検証を行っている。シラバスに記載されている各回の内容は、大学院生が予習するのに適するよう、具体的なものであることを要するので、各教員に対して具体的な記載を要請しており、不十分な記載があった場合は、研究科執行部より各教員に連絡をし、再作成を求めている。なお、各教員には統一書式での執筆依頼を行っている【4(3)-12-5】。	シラバスの内容は、大学院生が予習をするために十分な明確性を確保している。また、計画的な学習をするのに適した無理のない構成になっている。	シラバス編集の責任主体が執行部となっており、その他にシラバスの内容をチェックする機関が設けられていない。	シラバスの内容がより明確かつ詳細なものになるように努める。	カリキュラム・FD等検討委員会あるいは他の新設機関などにシラバスの内容をチェックする機能を担わせることが可能かを検討する。		4(3)-12-5 2014年度「大学院シラバス」の作成について(依頼文書・書式)

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画			根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか</b>								
a	◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 (成績基準の明示、授業外に必要な学習内容の明示、ミニマム基準の設定等、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約400字】	成績評価は、指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって公正さが担保されている。修士学位請求論文の評価については、主査1名、副査2名以上の計3名以上により厳格に審査を行い、既定の合格点に達した者を合格とし、審査結果を研究科委員会において報告し、学位授与を決定している【4(3)-12-6:審議事項6】。博士学位請求論文については、学位規程第8条【4(3)-12-7】に基づき、受理審査委員会で論文の受理について検討後、主査1名、副査2名以上の計3名以上による厳格な審査を経た後、審査結果を研究科委員会において報告し、投票により可否が決定されている【4(3)-12-6:審議事項7】。	単位認定については、到達目標に達した場合のみ、適切に行われている。修士学位請求論文と博士学位請求論文の審査も「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」に基づき適切に行われている。		シラバスに記載された成績評価方法が実際の単位認定と整合しているか各教員に確認を求めている。博士論文の審査においては副査の一人を外部者とするにより審査の公正を担保する。			4(3)-12-6 2013年度第7回法学研究科委員会議事録(2014年1月31日開催)、審議事項6及び審議事項7 4(3)-12-7 明治大学学位規程第8条
b	◎既修得単位の認定を大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。 【約100字】	他大学研究科(海外の大学を含む)における既修得単位の認定を行う際には、授業内容・授業時間・単位数等について認定希望科目の担当教員を中心に研究科委員会で確認し、認定の可否を厳格に審議しており、適切に単位認定を行っている【4(3)-12-8】。2013年度は2名について法学研究科委員会で審議・承認し、単位認定を行った【4(3)-12-9:審議事項20】。						4(3)-12-8 法学研究科内規「単位認定について」 4(3)-12-9 2013年度第2回法学研究科委員会議事録(2013年5月23日開催)審議事項20「単位認定について」
<b>(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善(授業に関わるFD活動)に結びつけているか</b>								
a	◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約800字】	法学研究科の授業は、少人数で行うものがほとんどであり、大学院生からの要望については常時授業時において確認を行っている。アンケートの実施については、2009年度から修了時のアンケートを実施しており、年に数回、院生協議会の代表と協議の機会を設け(2014年1月23日実施)、法学研究科に関するアンケートの内容を反映した授業改善に努めている【4(3)-12-10】。また、年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている【4(3)-12-11】【4(3)-12-12】。 また、教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の機会の一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について研究科委員会開催日などに教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。	修了時のアンケートならびに教員間相互の意見交換により授業内容の改善が図られている。		修了時のアンケートの内容をよりよいものにするともに、教員相互の意見交換について執行部が情報提供を受けられる体制にする。			4(3)-12-10 法学研究科に関するアンケート調査 4(3)-12-11 法学研究科院生協議会から法学研究科執行部への要望一覧 4(3)-12-12 法学研究科執行部と法学研究科院生協議会との意見交換会の報告
b	●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか 【約400字】	教育内容・方法等の改善の責任体制・プロセスについて、本研究科では常設委員会としてカリキュラム・FD等検討委員会を設置しており、カリキュラムに関する様々な事項に関して協議がなされている。この委員会は執行部と5～6名の委員によって構成され、毎年度の科目担当者や開講科目の決定、シラバスの検証、カリキュラムの問題点の検討などを行い、授業内容やカリキュラムの改善に努めている。本委員会での協議の結果、2011年度から「外国法文献研究」が開講され、また、2014年度から高度職業人養成コースが新設されるなど、同委員会は一定の成果を上げている。	毎年度の科目担当者や開講科目の決定、ならびに制度改革においてカリキュラム・FD等検討委員会が有効に機能している。	委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築しなければならない。 教育目標を異にするコースごとの具体的な指導方法について指導教員に一任しており、統一化が図られていない。	引き続き、カリキュラム・FD等検討委員会によるカリキュラムの検証と見直しを行う。2014年度からスタートした高度職業人養成コースの授業内容について検討する。	カリキュラム・FD等検討委員会では個々の開講科目における授業内容や方法について検討対象とされていないが、授業内容の改善に向けて同委員会が果たす役割について検討する。	カリキュラム・FD等検討委員会の権限と職務の範囲を検証し、必要に応じて、改善が必要な問題の解決に目的を特化した別の委員会を設置して、より効率的かつ具体的な授業内容の改善を図る。また、コース別の指導に関するガイドラインの作成について検討する。	

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで箇条書きに	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画			
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか</b>							
a	●課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 【なし～400字程度】	修士論文・博士論文の内容によって学習成果を客観的に評価している。学習成果を測定するための指標は設定していないが、「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」ではそれぞれ修士学位と博士学位に求められる要件を定めており、学位論文は当該要件を満たすものであることが求められている。		博士後期課程の大学院生については、中間報告会に至る前の段階で、達成度を客観的に測定するシステムが構築されていない。		博士学位請求論文提出の要件である大学院紀要への4編以上の論文を提出する際に、大学院生の達成度を測定する。課程博士の取得を促進するために「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し、指導教員と副指導教員による複数指導体制を導入したにもかかわらず、課程博士取得者が少数に止まっていることから、「FD・カリキュラム等検討委員会」において、その原因を解明し対策を講じる。また、助手採用された博士後期課程の大学院生については、学内紀要だけでなく学外の機関誌などにも積極的に投稿するように指導し、博士学位取得につなげる。	
b	◎教育目標と学位請求論文内容の整合性 ◎学位授与率、修業年限内卒業率の状況。 ◎卒業生の進路実績と教育目標(人材像)の整合性。 ◎学習成果の「見える化」(アンケート、ポートフォリオ等)の試み。 【約800字】	「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」において修士学位と博士学位に求められる要件を示し、研究成果の内容についての評価指標としている。課程別の学習成果の把握は以下のとおりである。 (博士前期課程) 2013年度は、博士前期課程において修士学位を取得した者は21名(公法学14名、民事法学7名)であった。2012年度の実績が29名(公法学17名、民事法学12名)であったことと比較すると大幅に減少しているように見えるが、2011年度の実績が16名(公法学10名、民事法学6名)であったことを考慮すると、複数単年で見る限りでは平均的な実績であったといえる。なお、2013年度の修了予定者に対する学位授与率は、70%となっている【4(4)-12-6:表31】。 (博士後期課程) 大学院紀要である「法学研究論集」に論文を掲載しており、2013年度は計27本の論文を掲載し【4(4)-12-1】、2014年度春学期においても13本掲載予定である。また、2013年度に博士学位(課程)を取得した者は2名(公法学1名、民事法学1名)であった。2012年度は1名(公法学1名)であり、依然として少数に留まっており、修了予定者に対する学位授与率は10%のため、改善が必要である【4(4)-12-6:表31】。修了者の進路として、1名の修了者は研究職に就職が決定している。また、2013年度の退学者については、就職が決定したための退学であり、今後課程博士取得が期待できる。	博士前期課程については、修士学位取得者が飛躍的に増加した。2012年度と比較して2013年度の学位取得者数は21名に止まったが、2011年度よりは増加しており、「修士学位取得のためのガイドライン」に依拠した指導教員と副指導教員による複数指導体制の成果の表れといえる。また、入学者数と対比すると、8割以上の大学院生が標準年限内に修士を取得している。さらに、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生ならびに助手を目指す大学院生による「大学院紀要」への投稿が積極的になるなどの効果が見られ、2013年度は9月発行の大学院研究論集に14名、2月発行の大学院研究論集には13名が掲載され、他研究科と比較しても、高水準で保つことができていると言える。	法学博士号の授与数が低調であることを踏まえて、学位授与支援体制のさらなる整備充実を図る必要がある。博士後期課程において、助手に採用されたにもかかわらず、その後課程博士を取得していない大学院生が見られるが、助手制度は博士学位取得を主たる目的としていることから、改善が必要である。 また、就職支援制度の充実を図ることも必要となる。	2014年からスタートした高度職業人養成コースの大学院生についても2年間で修士学位を取得することを目指して指導にあたる。また、博士後期課程においては、助手に採用された大学院生のみならず、採用に至らなかった大学院生にも、指導教員を中心に研究指導を行い、大学院紀要への投稿を呼びかけ、博士後期課程在籍者のうち7割以上が投稿することを目指す。	博士学位請求論文提出の要件である大学院紀要への4編以上の論文を提出する際に、大学院生の達成度を測定する。課程博士の取得を促進するために「博士学位取得のためのガイドライン」を作成し、指導教員と副指導教員による複数指導体制を導入したにもかかわらず、課程博士取得者が少数に止まっていることから、「FD・カリキュラム等検討委員会」において、その原因を解明し対策を講じる。また、助手採用された博士後期課程の大学院生については、学内紀要だけでなく学外の機関誌などにも積極的に投稿するように指導し、博士学位取得につなげる。	4(4)-12-6 明治大学データ集 表31 4(4)-12-1 法学研究論集第39号・第40号
c	●学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)を実施しているか 【約400字～600字】	学生の自己評価について、博士前期課程・博士後期課程ともに、毎年行っている「修了時アンケート」の結果や「院生協議会アンケート結果」をもとに意見聴取を行っており、その結果を「カリキュラム・FD等検討委員会」や「研究科委員会」において把握している【4(4)-12-2:報告事項10】。アンケート結果を見る限り、授業内容について格別問題はないものと思われる。以上のとおり学生の学習成果を測定するための評価指標に配慮し、適切に成果を測るよう努めている。					4(4)-12-2 2013年度第7回法学研究科委員会議事録(2014年1月31日)、報告事項10【既出4(3)-12-6】
<b>(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか</b>							
a	◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるかを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	課程別に「修士学位取得のためのガイドライン」と「博士学位取得のためのガイドライン」【4(4)-12-3】【4(4)-12-4】を定め、修了要件、学位請求までのプロセス、論文に求められる要件(「論文審査基準」)、学位審査の概要(審査・合否判定プロセス)等を明示しており、大学院シラバスやホームページにおいて大学院生に周知している。					4(4)-12-3 明治大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン【既出4(3)-12-2】 4(4)-12-4 明治大学大学院法学研究科修士学位取得のためのガイドライン【既出4(3)-12-3】
b	●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 【約600字】	(博士前期課程) 修士学位請求論文については、主査1名と副査2名以上、計3名以上が論文を審査し、審査結果を「法学研究科委員会」で報告し、学位授与を決定している【4(4)-12-2:審議事項6及び7】。修士論文に求められる要件(「論文審査基準」)として、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すと認められるものであることが要求されている。 (博士後期課程) 博士学位請求論文については、「受理および審査に関する内規」【4(4)-12-5】に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査1名と副査2名以上で論文を審査し、「法学研究科委員会」に審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位授与が「法学研究科委員会」での投票によって決定される。博士論文に求められる要件(「論文審査基準」)として、論文の独創性等の7点を挙げ、厳正な審査に基づき学位が授与されている。					4(4)-12-2 2013年度第7回法学研究科委員会議事録(2014年1月31日)、議題6及び7【既出4(3)-12-6】 4(4)-12-5 法学研究科内規「博士学位請求論文の受理および審査についての法学研究科内規」

## 第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述			
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p>							
<p><b>(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか(「AP」の全文記述は不要です)</b></p>							
<p><b>求める学生像の明示及び当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表</b></p>							
a	<p>◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】</p>	<p>大学院全体のガイダンスや進学相談会に加え、年2～3回程度法学研究科独自の進学説明会を開催し【5-12-1】、法学研究科への進学を目指す学生に研究科の理念・目的を周知している。さらに、2013年度から法学部と連携して、1年次生の履修説明ガイダンス及び2年次生に対するコース選択ガイダンスなど、学部時代において複数回、法学研究科の理念・目的や入試制度、進路実績などを具体的に解説し、理解を深める活動も行っている。 入学者の受入方針は次のとおり定め、その公表については「学生募集要項」及び大学ホームページにおいて公開し、受験生を含む社会に幅広く公表している【5-12-2～3】。 (博士前期課程) 入学者の受入方針において、求める学生像として、①自らの研究テーマを探究し自立した法学研究者を目指す者、②法学領域の専門性を要する職業等に必要能力の修得を目指す者、の2点を定めている。また、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準として、①周辺社会科学についての基礎的な関心、②研究分野に関する文献リサーチ能力、③大学院での研究に関する明確な目標と計画、の3点を定めている。 (博士後期課程) 入学者の受入方針において、求める学生像として、①法学に関する専門分野において自立した研究者を目指す者、②大学等の高等教育機関において教育研究活動を目指す者、の2点を定めている。また、入学するにあたり修得しておくべき知識等の内容・水準として、①比較法研究に必要な諸能力、②立法論的考察をなす能力、③我が国の法体系についての基礎的知識、の3点を定めている。</p>		<p>本学部学生であれば、指導を希望する教員の研究領域、研究テーマなどに関する情報を入手することができるが、他大学学生にとっては、入手が困難である。他大学の学生の志願者を増加させるために、各教員の論文などのデータ情報をより詳細に公表する必要がある。しかしながら、公表率が高くない。</p>	<p>2014年度・2015年度は、大学院科目担当教員全員による研究データベースの公表を徹底する。</p>	<p>2016年度以降は、大学院科目担当教員全員によるデータベース更新率を把握する手段を検討する。</p>	<p>5-12-1 明治大学大学院法学研究科説明会ポスター(2013年6月20日、11月5日、11月7日開催)《既出4(1)-12-10》 5-12-2 2014年度大学院学生募集要項、2頁～4頁《既出4(1)-12-9》 5-12-3 明治大学大学院法学研究科ホームページ「法学研究科の入学受入方針(アドミッション・ポリシー)」 URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/policy/graduate_ap.html</p>
<p><b>障がいのある学生の受け入れ方針と対応</b></p>							
b	<p>●該当する事項があれば説明する。 【約200字】</p>	<p>障がいのある志願者に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、博士前期課程においては、修学支援のためのサポート体制を構築している。</p>					
<p><b>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか</b></p>							
a	<p>●学生の受け入れ方針と学生募集、入学選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか) 【約400字】</p>	<p>2005年度より、志願者をより多く獲得するため、博士前期課程も博士後期課程も9月と2月に2回入試を実施しており、他大学・大学院の志願者に対しても、門戸を広く開放し入学試験を実施している。大学院学生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能であり、政府派遣留学生も積極的に受け入れを行っている【5-12-6:表38】。また入学試験実施にあたっては、研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況はなく、受入方針にも基づいて合否判定を行っている。 (博士前期課程) 入学者の受入方針に基づき、「学内選考入試」と「一般入試」「外国人留学生入試」「社会人特別入試」「3年早期卒業予定者入試」という5種類の入試を実施し、多様な受験生に対応した適切な入学試験制度が設けられている。各入学試験制度においては、法学領域の基礎知識を確認するための専門科目や自らの研究テーマや学習意欲などを確認するための小論文といった筆記試験と、大学院での研究に関する明確な目標と計画を持っているか否かを判断するための面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に基づいた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。 (博士後期課程) 入学者の受入方針に基づき、「一般入試(法科大学院からの出願含む。)」と「外国人留学生入試」という2種類の試験を実施しており、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。各入学試験制度においては、比較法研究に必要な諸能力や我が国の法体系についての基礎的知識を確認するために、外国語2科目又は外国語1科目及び専門科目といった筆記試験と面接試験を行い、法学研究科委員会において、内規に基づいた基準にしたがって、公正に合否判定を行っている。なお、2013年度入試において法科大学院修了者が本研究科博士後期課程に創設以来初めての入学し、2014年度入試においても1名が出願した。</p>		<p>外国人留学生入試の受験者が、中華人民共和国・大韓民国など東アジア圏に偏っている。東アジア圏以外の諸国からの受験生を増加させる必要がある。</p>	<p>2014年度・2015年度は、東アジア圏以外の留学生に向けた広報活動を積極的に行っていく必要がある。</p>	<p>2016年度以降は、日本語能力を重視する入試および授業体制であることが問題となっていると考えられることから、LMMコースの設置等の実施に向けた準備と同時に、試験科目及び試験方法の具体的な検討を進める。</p>	<p>5-12-6 明治大学データ集 表38</p>

点検・評価項目		現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画		Alt+Enterで箇条書きに
						(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	
<b>(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか</b>								
<b>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</b>								
a	◎部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。(修士・博士・専門職学位課程) 【約200字】	(博士前期課程) 収容定員100名に対し、2014年度の在籍学生数は56名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.56である【5-12-5:表36】。また、専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が45名に対し、在籍学生数は37名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.82である。民事法学専攻は収容定員が45名に対し、在籍学生数は19名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.42である。 法科大学院の設置以降、法学研究科の志願者・入学者数の減少が続いており、2005年度(2006年度入試)から一般入試等を複数回実施することによって多少改善されたが、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示している。学内選考を2回実施することにより、志願者数は回復傾向にあるが、いまだ不足している。博士前期課程の2014年度入試では、入学定員を50名から40名に変更し、また目標値を0.6倍としていたところ、24名が入学して0.6倍となり、目標値に到達することができた。(博士後期課程) 収容定員36名に対し、2014年度の在籍学生数は29名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.81である【5-12-5:表36】。また、専攻別にみると、公法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は16名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.88である。民事法学専攻は収容定員が18名に対し、在籍学生数は13名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.72である。		特に、博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから、定員数との比較において修士学位取得者数をみると、満足のできる数字に達しているとはいえないため、収容定員の見直し及び入学者を増やす必要がある。		2014年度・2015年度は、学部1・2年次の各ガイダンスなどにおいて、大学院に関する情報提供を行い、1・2年次から将来の進路の1つとしての大学院進学の可能性について意識形成を働き掛ける。さらに法学部・法科大学院と協力しながら、大学院での教育・研究について広報活動を行い、学部学生への意識改革を積極的に働きかけ、またパンフレット、ホームページなどにより、積極的な情報提供を行っていく。	2015年度以降については、広報活動とあわせて、入試機会をより多く設けるためにも、学内選考入学試験を今後も複数回実施する。さらにその選抜方法についても多様化に向けた検討を行う。法学研究科は学内選考入学試験の志願者が多く、このことは、他研究科と比較しても常に最上位にある。このことを鑑み、内部進学者への進学機会を増やすことにより志願者の確保に繋げていく。	5-12-5 明治大学データ集 表36
<b>収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</b>								
b	◎現状と対応状況 【約200字】	法科大学院の設置以降、法学研究科の志願者・入学者数の減少が続いているが、2005年度(2006年度入試)から一般入試等を複数回実施することによって多少改善されたが、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示している。学内選考を2回実施することにより、志願者数は回復傾向にあるが、いまだ不足している。そこで、2014年度入試において博士前期課程の入学定員を40名とし、10名削減することとした。 以上の取り組みと同時に、学部学生への積極的な広報を行っている。法学研究科への進学の意味と実績といった学部生への説明を重ねた結果、法学研究科への相談件数が増加してきている(2013年度大学院進学相談会:約20名、2014年度大学院進学相談会:約10名)		志願者は入学定員に近い数にあるが、学力のレベルを下げずに出願者・入学者の増加を図ることが課題である。逆風下の法学部という社会的背景もあつてか、進学相談の件数が直ちに入学試験応募数に結びつかない点で問題が残る。学内の成績優秀者に対して、大学院における研究活動の魅力やPRする機会をさらに増やしていく必要がある。 特に、学内選考や3年早期卒業予定者対象の入学試験では、これまでの学業成績が基準となるが、広報活動を行う際には自身の成績向上に向けてさらなる取り組みを行うことができないため、学部1・2年次から常に広報活動を行い、早い時期からの意識改革を行っていかねばならない。 また、2014年度より開始された新たなコース制度に関して、学内外での周知を一層図る必要がある。		我が国の法学研究者の将来的枯渇を見据えて、2014年度・2015年度は法科大学院修了生の博士後期課程への入学制度を見直し、研究能力水準の維持という要請を満たしつつ、法科大学院修了者の実情を踏まえた進学しやすい入試制度の設計を試みる。	新コース制度での入試実施状況を確認の上、定員比平均0.9以上を目指す。2013年度・2014年度に検討し、変更した内容に基づき、入学制度の変更に伴う問題点を把握する。2016年度以降の入学試験において、法科大学院修了生の入学者を3名に増やす。また、すでに修士号を取得し、研究者以外の職に就職した者で博士後期課程への進学を希望する者に対して、情報提供の在り方について検討を行う。	
<b>(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか</b>								
a	●学生の受入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】	カリキュラム・FD等検討委員会において、入試形態や定員の検証として、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての改革・改善点の検討を行っており、試験科目などの確認・検討を行うだけでなく、入学定員の見直しも行い、研究科委員会にて審議し承認を得るとの手段を構築している。また、入学者の受入れ方針の検証について、その結果を受けて法学研究科委員会において次年度以降の方針を確認している【5-12-4】。2015年度入試においても、試験時間変更などを実施している。		入試問題の外部評価制度などに踏ることがないため、入試問題の評価を得ることができていない。		大学院入試という性質上、外部機関などに評価・判断してもらうことは難しいため、2014年度・2015年度は学内特許研究科内で慎重に検討し、入試問題の評価を行っていく。	外部機関での評価・判断の可能性を検討すべく、カリキュラム・FD等検討委員会のワーキンググループとして、入試問題検討委員会立ち上げに向けて、内規等の整備を行う。	5-12-4 2013年度第6回法学研究科委員会議事録(2013年10月17日開催)、審議事項10《既出4(1)-12-11》

第6章 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 G列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		根拠資料 Alt+Enterで簡条書きに		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「改善を要する点」に対する発展計画				
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述			
<b>(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか</b>								
a	●修学支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	法学研究科では、「学長方針」に掲げる「修学支援方針」「進路支援」に従って、教育・研究に関する長期・中期計画書の「学生支援」にて、(1) 首都大学院コンソーシアムの対応、(2) 諸外国との学術交流、(3) 外国人留学生に対する個人指導・相談制度の拡充、以上3つを掲げ、研究科委員会にて報告し、教職員で共有を図っている【6-12-9】。 そして、2013年度から現在にかけて、台湾大学法律学院、南京師範大学法学院（法学部・法科大学院共同）との交流協定締結に向けた作業が行われている【6-12-1】。					資料6-12-9 2014年度教育・研究に関する長期・中期計画書、205頁《既出1-12-7》 資料6-12-1 明治大学法科大学院・大学院法学研究科・法学部と南京師範大学法学院との学術交流協定の締結について《既出4(2)-12-6》	
b	●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約400字～800字程度】	法学研究科では、法学研究科委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。また、院生協議会と継続的に協議を行い、そこで取りまとめられた大学院生の要望などを取りまとめたうえで、研究科執行部から大学院執行部へ意見を提出し、要望を解決するプロセスを構築している。例えば、協議の中で提示された学部データベースの拡充については、予算見直しを行い、実現・継続可能性について検討を重ねている【6-12-2】 博士前期課程・博士後期課程に在籍する大学院生に対して、指導教員だけでなく副指導教員を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている【6-12-3】。 それだけでなく、外国人留学生においては、大学院生によるチューター制度を利用し、研究活動だけでなく、学生生活における支援を行っている。なお、大学院全体で行っている日本語論文指導講座や教育補助講師による留学生のための論文日本語添削指導など、指導教員から直接周知することにより、日本語論文指導講座は2013年度が8名、2014年度が2名利用した。法学研究科の外国人留学生の多くが両制度を利用し、修士論文などの作成に取り組んだ。 さらに経済的支援として、研究科としては「山田準次郎奨学金」を設置しており、2013年度は1名応募があり、論文の投稿により奨学金を給付した【6-12-4】。大学院全体としては、研究奨励奨学金や校友会奨学金など、多数の給付型奨学金により支援を行っている。また、2014年度においては、山田準次郎奨学金の規定改正を行い、大学院生による研究への助成ができるようにした【6-12-5】。 その他、博士論文を作成する大学院生を助手に採用することにより、研究環境の整備を実現している。	希望する分野の不一致などを原因とした退学者などの割合は少ない。 また、副指導教員制度によって、修士論文作成指導、進路指導において蛸壺化を防ぎ、より広い視点で研究を行い、質の高い研究業績を残している。	精神的事情から、休学などに至っている大学院生が少なからず存在していることから、そのような学生へのケア体制の整備が必要である。	2014年度、2015年度は、精神的理由から休学している大学院生の現状把握を行い、対応策の基本的方向性について検討する。	学生相談室などの関係機関との連携を図りながら、精神衛生上の理由から休学している大学院生へのケア体制を構築する。	資料6-12-2 2014年度大学院教育振興費申請書「オンラインデータベースの拡充について」 資料6-12-3 法学研究科内規「博士前期課程の副指導教員制の方策」、「副指導教員推薦書」《既出3-12-11》 資料6-12-4 2013年度第32回山田準次郎奨学金「応募論文」の募集について 資料6-12-5 明治大学大学院法学研究科山田準次郎奨学金内規	
<b>年度</b>								
a	●進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	本研究科の学生支援に関する方針は、「学長方針」に従い、「年度計画書」における「学生支援」の項目において、(1) 博士後期課程在籍者名簿の公開、(2) 就職キャリア支援費を用いた就職懇談会の実施、以上2点について示し、教職員で共有している【6-12-9】。		研究科としての『進路支援』の方針が独自に策定されていない。また、その策定に向けた組織、時期、手続などが整備されていない。	『進路支援』の方針の策定に必要な体制を整備したうえで、同方針を策定する。	『進路支援』の方針の継続的な見直しを行い、また公表・周知を徹底する。	資料6-12-9 2014年度教育・研究に関する長期・中期計画書、205頁《既出1-12-7》	
b	◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	博士後期課程の大学院生を主な対象として、毎年、本学法学研究科出身の研究者のネットワークを構築するため、就職支援のための懇談会を開催するとともに、研究活動・就職活動に関する知見を得る機会を与えている。2013年度にも、法学研究科においては、2013年度就職・キャリア支援に関する事業計画を実施するものとして、11月に「法学研究科研究者養成支援プログラム・就職懇談会」を開催した。そこでは、法学研究科出身の学校関係者を招聘し、就職に関する情報等を提供してもらった。同日の同プログラムの実施後には、就職懇談会を実施した。そこでは、OB・OGの方と大学院生との間で、より率直な意見交換がなされ、約20名前後の大学院生が参加し、就職に向けた準備・活動を行うにあたって貴重な機会となっている【6-12-6】。 また、2013年4月より博士後期課程在籍者名簿をホームページ上で公開し、教員公募などの際に、優秀な大学院生が在籍していることを第三者機関に広く周知できている【資料6-12-7】。 博士前期課程の大学院生に対しては、就職キャリア支援事務室の支援のもと、研究科単体で進路相談会を開催し、就職活動などの支援を行った【資料6-12-8】。	博士後期課程の大学院生においては、法学研究科主催の就職懇談会時に大学院生が各自抜き刷りなどを持参して、自身の研究成果をアピールすることができているため、博士学位取得者だけでなく、他の大学院生においても専任教員として採用が決まっている。	法学研究科単体で実施するばかりではなく、法学部及び法科大学院との連携を継続的に図り、より機能的な研究者養成システムを構築しなければならない。また、大学教員の公募情報のみならず、大学以外の研究機関、組織（公務員、民間企業職員を含む）などへの就職に関する情報提供を中心とした多様な職種への就業を支援する活動を行う必要がある。	現在行っている就職支援活動を引き続き継続していくことにより、ネットワークがより強固なものとなり、多くの大学院生にとって就職への関心が高まるだけでなく、実績につながっていくと考える。	2014年度・2015年度は、法学部および法科大学院とも連携をしながら、大学院OB・OGと在学生のネットワークを一層充実させる。 また、就職支援として、大学院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成のための予算を獲得し、情報提供が継続して行えるよう整備する。 「教育・研究に関する長期・中期計画書」をさらに活用する必要がある。具体的には、修了予定者の就職支援のため、2013年度以降も引き続き就職キャリア支援費や教育振興費を利用して、法学研究科出身の研究者・公務員・企業家を招聘しての就職懇談会を継続的に開催する。	2016年度以降については、より多くのOB・OGを招聘できるように予算編成を行い、招聘者を現行の5名前後から10名前後に増やす。 2016年度以降については、特に研究者養成という目標達成のために、既存の本研究科出身の研究者のネットワークだけでなく、海外で活躍している本研究科出身者とのネットワーク構築を進め、既存の制度をより拡大させる。	資料6-12-6 研究者養成支援プログラム・就職懇談会 資料6-12-7 明治大学大学院法学研究科ホームページ「博士後期課程在籍者名簿」URL:http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/doctor_list/index.html 資料6-12-8 法学研究科就職進路グループ相談会

第10章 内部質保証

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか</b>							
a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること 【約400字】	<p>法学研究科における内部質保証は、カリキュラム・FD等検討委員会が担う。本委員会は執行部4名ほか、研究科委員会で選任された公法学専攻所属委員3名・民事法学専攻所属委員3名の計10名で構成している【資料10-12-1】。</p> <p>両専攻の専門分野が異なる教員で構成されていることもあり、専攻内・専門科目内での偏りをなくし、評価結果を研究科全体の改善に活かしやすい体制を構築している。</p> <p>本委員会は、教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検・評価することを目標として、定期的に開催しており、2013年度は3回開催し、2014年度もすでに1回開催している【資料10-12-2】。</p> <p>本委員会で、FDなどで得られた評価結果を検討し、それを踏まえて具体的な改善方策を策定して研究科執行部に報告し、2012年度法学研究科自己点検・評価報告書に反映・作成の上、「教育・研究に関する長期・中期計画書」の作成時や「改善アクションプラン」作成時に合わせて研究科委員会で報告している【資料10-12-3：報告事項3】。その後全学の手続きを経て、ホームページにて公開している。</p> <p>内部質保証に関して同委員会が目標とするところは、次の通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続き及びその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施すること。</li> <li>自己点検・評価の結果を、ホームページ等を通じて社会に公開すること。</li> <li>自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用すること。</li> </ol> <p>また、自己点検・評価にあたり、法学研究科院生協議会との懇談会に際し実施される「法学研究科に関するアンケート」【資料10-12-4】や「授業実施状況に係るアンケート調査」【資料10-12-5】は、有効な根拠資料となっている。アンケート結果をもとに、院生協議会の学生3～4名と研究科執行部4名、計7～8名で年1回開催することにより、大学院生の期待に応えるカリキュラム・制度整備に活用されている。</p>	<p>法学研究科における諸課題のうち、近時の最大のテーマであった収容定員の充足率・コース制度の変更について、カリキュラム・FD等委員会は精力的かつ効果的に機能し、制度改正の成案を得ることができ、法学研究科委員会において承認を受け、2014年度より施行といった形で成果をあげた。さらに、2014年度はじめには、コース制度の充実のため、担当教員の拡充を目指して、学生募集可能な教員の資格要件について検討し、従来の申合せを修正する件について研究科委員会の承認を得たことから、学生募集担当教員を大幅に増加できる体制が整備されるという形で成果をあげた。</p>	<p>自己点検・評価報告書を研究科委員会にて報告する際に、学内手続の関係上、精査する時間が短く、かつその他の関連する報告事項と一緒に取り扱いを行っているため、研究科委員会内での手続き・取扱いが不明確となっている部分がある。</p>	<p>担当教員の拡充を目指して、学生募集可能な教員の資格要件について検討し、従来の申合せを修正する件について研究科委員会の承認を得たことから、学生募集担当教員を大幅に増加させるための人事を行っていく。</p>	<p>2013年度より引き続き、2014年度・2015年度は自己点検・評価報告書の初回の学内締切の際に報告・審議事項として明確に取り扱い、担当部署より修正依頼が来た際に、再度研究科委員会においても報告・審議事項として取り扱い、内部質保証制度をより強固にする。</p>	<p>2016年度以降は、内部質保証制度をより明確化するために、法学研究科内の制度をフローチャートなどにし、可視化する。</p>	<p>資料10-12-1 2013年度各種委員会委員選出について《既出3-12-8》 資料10-12-2 2014年度第1回カリキュラム・FD等検討委員会議事次第《既出3-12-12》 資料10-12-3 2013年度第4回法学研究科委員会議事録（2013年7月6日開催）、報告事項3「2014年度教育・研究に関する長期・中期計画書、2014年度教育・研究に関する単年度計画書、2014年度政策的計画の経費等一覧」、報告事項4「改善アクションプランについて」 資料10-12-4 法学研究科に関するアンケート調査《既出4(3)-12-10》 資料10-12-5 2013年度修了者アンケート結果【法学研究科】《既出4(3)-12-4》</p>
<b>(2) 内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか</b>							
a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること ●内部質保証をつかさどる諸組織(評価結果を改善)を整備していること ●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●学外者の意見を取り入れていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること 【800字～1000字程度】	<p>法学研究科の内部質保証については、研究科内に設置されているカリキュラム・FD等検討委員会を責任主体とし、同委員会で認証結果を確認し、改善方策を検討している。</p> <p>現状をより具体的に把握し、有効な改善策を策定するために、英語コース設置準備委員会など、少人数からなるワーキンググループを立ち上げ、担当する諸課題を分担・検討して草案を作成し、法学研究科委員会に逐次提案して論議検討を経て、大学院委員会での承認手続きに付託すべく、活動している。</p> <p>また、手続きとしては、カリキュラム・FD等検討委員会で審議した内容を、研究科長を中心に研究科執行部にて整理し、研究科委員会で報告することにより、改善の効率化且つ具体化を促している。</p> <p>カリキュラム・FD等検討委員会での改善計画は、研究科委員会において年度計画書として取りまとめられ、学長ヒアリングや理事会での精査を経て、予算編成・実行に移される。</p> <p>2013年度は、2012年度に検討・実施を行った「収容定員の適正化」と「カリキュラム・コース改正」について、特にコース改正に対応できるようにコース概念図などを検討・作成し、また2014年度始めには講義担当者拡充の為、法研の担当人事内規を改正し、重要課題の解決を図った【資料10-12-6：審議事項4】</p> <p>また、前回の認証評価時の助言・指摘事項などについては、2012年度より第2期「改善アクションプラン」【資料10-12-7】にて国際化関係について制定し、改善指標を定めて進捗管理を行っている。</p>	<p>法学研究科のカリキュラム・FD等検討委員会は、法学研究科長の諮問に対し答申するのみならず、同委員会自らの権限で諸問題の検討に取り組み、法学研究科委員会での決定に結び付けてきた。責任・行動主体を不明確にせず、精力的にかつ迅速に取り組み体制が整えられており、2013年度・2014年度ともにカリキュラム・FD等検討委員会で制度改革案を検討した結果、研究科委員会では効率的かつ質の高い審議をすることができた。</p>	<p>法学研究科におけるカリキュラム・FD等検討委員会の権限についての明確な制度的定めがない点が問題であるため、法学研究科長との権限関係等の制度を整備しなければならない。</p>	<p>引き続き、カリキュラム・FD等委員会で研究科内の改革について審議を行い、且つこれまで年に3～5回程度の開催であったが、研究科委員会開催日と合わせて毎月開催するなど、より積極的な開催が必要かどうか検討を行っている。</p>	<p>2013年度・2014年度中に、自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立とカリキュラム・FD等検討委員会の制度的位置づけをより明確に構築し、内規の制定する。</p>	<p>2015年度以降は、制定された内規に基づき、審議・検討された改革・改善案をより迅速に進めていく。</p>	<p>資料10-12-6 2014年度第2回法学研究科委員会議事録（2014年5月22日開催、審議事項4、大学院法学研究科准教授の大学院担当基準について（案）） 資料10-12-7 第2期「改善アクションプラン（3カ年計画）」</p>